

岸和田市環境保全条例の改正について

第3章 生活環境の保全と公害の防止

第2節 指定事業所に関する規制

1. 指定事業所に係る対象事業所及び規制基準の経緯

(1) 対象事業所について

現在の岸和田市環境保全条例（平成 15 年 6 月 20 日条例第 16 号。以下、「現条例」という。）は昭和 51 年に公布された岸和田市環境保全条例（昭和 51 年 3 月 31 日条例第 17 号。以下、「旧条例」という。）が平成 15 年に全部改正されたものです。

旧条例の「人の健康又は快適な生活を著しく阻害する物質等を発生させ又は排出する工場及び事業場」として、設置の許可を必要とした「指定工場等」は、現条例で「公害及び生活環境を著しく悪化させる物質等を発生し、又は排出するおそれのある事業所」として、設置の届出を必要とする「指定事業所」となりました。

「指定工場等」から「指定事業所」に改めた際、公害関係法や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」という。）と規制対象が重ならないよう除外規定を設けましたが、個々の対象事業所の内容に踏み込んだ変更は行いませんでした。

その後、石綿製品の製造等が平成 24 年 3 月に全面禁止されたことを受け、平成 26 年に「指定事業所」の対象事業所から石綿の製造又は加工が除かれました。

(2) 規制基準

旧条例の「指定工場等」に係る規制基準は大気汚染に係る規制基準（燃料基準及び設備基準）、汚水に係る規制基準（排出基準）、騒音及び振動に係る規制基準でしたが、現条例の「指定事業所」に係る規制基準は汚水に係る規制基準（排出基準）、騒音及び振動に係る規制基準に改められ、大気汚染に係る規制基準が除かれました。

2. 現在の指定事業所の状況

現在、公害関係法等による届出がなされている事業所は 1,005 件あり、うち指定事業所は 59 事業所です。内訳は鉄工所 22 件、自動車整備工場 15 件、刺繍業 4 件、その他 18 件です。

指定事業所の種類のうち、36 種類については届出されている事業所がありません。

項番号 (号番号)	指定事業所の種類	事業 所数
1	物品の製造又は加工を行う施設の原動機の定格出力の合計が 2.25 キロワット以上、1 日の通常排水量が 20 立方メートル以上又は 1 日の通常燃料使用量（重油換算量）0.2 キロリットル以上の事業所	25
2(1)	たん白質の加水分解	0
2(2)	飼料の製造	0
2(3)	裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも又は製袋	5
2(4)	羽、毛、繊維又は皮革の洗浄、漂白、染色、色止め、のり付け又はのりぬき	1
2(5)	なめし皮の製造	0
2(6)	合成樹脂の製造又は加熱加工	0
2(7)	塗料、顔料、染料又はこれらの中間物の製造	0
2(8)	インク又は絵具の製造	0
2(9)	油脂の加工又は石けんの製造	0
2(10)	肥料の製造	0
2(11)	化学薬品（医薬品及び農薬を含む。）の製造	0

2(12)	カドミウム、シアン、水銀、鉛、砒（ひ）素、有機リン、クロム又はこれらの化合物を用いる物品の製造又は加工	0
2(13)	アスファルト、コールタール又は木タールを用いる物品の製造又は加工	0
2(14)	懐炉灰又は練炭の製造	0
2(15)	有機溶剤又はラバーセメントを用いる物品の製造又は加工	0
2(16)	岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、陶磁器又は人造砥石の製造又は加工	0
2(17)	ガラスの腐しよく又は研磨	0
2(18)	セメントを用いる製品の製造	0
2(19)	非鉄金属の溶融（容器又は炉を用いるものに限る。）	0
2(20)	電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断	0
2(21)	金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理	0
2(22)	金属箔又は金属粉の製造	0
2(23)	電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鋌打	0
2(24)	油かんその他の空かんの再生	0
2(25)	金属又は合成樹脂の酸、アルカリ若しくは塩による表面処理又は腐しよく若しくは被膜加工	0
2(26)	紙若しくは繊維の樹脂加工又は強化プラスチック製品の製造若しくは加工	1
2(27)	動物質骨材（貝がらを含む。）の研磨	0
2(28)	塗料の吹付け又は強制乾燥	0
2(29)	木材、紙又は繊維の防虫防腐加工	0
2(30)	産業廃棄物を原料とする物品の製造又は加工	0
2(31)	へい獣処理場	0
2(32)	と畜場	0
2(33)	セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの	0
2(34)	採石場（土砂を含む。）又は碎石場	1
2(35)	ガソリンスタンド	1
2(36)	自動洗車場（スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。）	0
2(37)	車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの	22
2(38)	内燃機関の試験又は調整を行うもの	0
2(39)	青写真の焼付所	0
2(40)	電動工具を使用する大作業場	0
2(41)	鉄砲を使用する射撃場	0
2(42)	石材の引割又は研磨を行うもの	0
2(43)	暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置（燃料焼却能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が0.2キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）を設置するもの	2
2(44)	粉粒塊たい積場（300平方メートル以上のものに限る。）	1
計		59

3. 市条例以外の公害関係法等の規制内容

現条例では、指定事業所から大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法及び振動規制法並びに府条例の規定に該当する施設を有する事業所を除かれています。それぞれの規制内容は次のとおりです。

(1) 大気汚染

大気汚染防止法では、ボイラーなどのばい煙発生施設、破砕機などの一般粉じん発生施設等を規定し、施設ごとにばい煙に係る排出基準、構造等基準を定めています。

府条例では、大気の保全に関する規制として、ばいじん等に係る届出施設等を規定し、施設ごとに排出基準、構造等基準を定めています。

(2) 水質汚濁

水質汚濁防止法では、洗浄施設などの特定施設を規定し、事業場ごとに排出水の排出基準等を定めています。

府条例では、水質の保全に関する規制として、汚水又は廃液を排出する施設として届出施設（水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する事業場に設置される施設を除く。）を規定し、事業場ごとに排出水の排出基準等を定めています。

(3) 騒音及び振動

騒音規制法及び振動規制法では、プレス機などの特定施設を規定し、事業場ごとに排出基準を定めています。

府条例では、騒音及び振動に関する規制として、著しい騒音又は振動を発生する施設として届出施設（騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設を設置する事業場に設置される施設を除く。）を規定しています。騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設を設置する事業場を除く規制地域内の全ての工場等に規制基準を定めています。

4. 指定事業所に関する規制の見直しのポイント

- ・指定事業所の種類については、他法令で規制されているものもあり、今後も届出が見込まれないものがある。それらについて指定事業所の規定から除く事が適当であるか。
- ・騒音及び振動に関する規制については、府条例で規制地域内の全ての工場等に規制基準を定められているため、市条例における騒音及び振動に関する規制のあり方（指定事業所の種類も含む。）が適当であるか。
- ・水質汚濁に関する規制のあり方について、現行の排出基準が適当であるか。
- ・大気汚染に関する規制については、規制基準が設けられていないことから、相応の基準を設けることが適当であるか。

第3節 特定建設作業に関する規制

1. 特定建設作業の経緯

特定建設作業は旧条例で、「建設工事として行われる作業のうち著しい騒音又は振動を発生する作業」と規定された7種類の作業が、現条例でも「建設工事等の作業のうち騒音又は振動を発生するおそれのある作業」として、引き継がれております。

2. 特定建設作業の受理状況

平成24年度から平成28年度までの騒音規制法、振動規制法、府条例及び岸和田市環境保全条例に基づく特定建設作業の受理状況は次のとおりです。

騒音規制法及び府条例	H24	H25	H26	H27	H28
くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業は除く。）	4	5	0	1	1
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	72	93	86	97	87
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	10	16	8	10	15
コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	1	0	1	0	1
バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	0	0	0	0	0
トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	1	0	0	0	0
ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	0	0	3	1	0
前3項に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業	268	239	217	242	219
コンクリートカッターを使用する作業	19	37	19	27	23
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0

振動規制法及び府条例	H24	H25	H26	H27	H28
くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	5	7	5	3	1
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	1	1	0	5	1
ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	45	48	41	59	64
ショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、ブルドーザー又はトラクターショベルを使用する作業	268	239	220	243	219

岸和田市環境保全条例	H24	H25	H26	H27	H28
アースオーガーとあわせてくい打機を使用する作業	3	3	4	4	1
インパクトレンチを使用する作業	12	9	10	11	11
火薬を使用する作業	2	2	2	2	3
動力源として発電機（10kW 以上のものに限る）を使用する作業	8	14	12	14	10
コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	23	17	8	17	16
バイブレーションランマローラ及びランマを使用する作業	35	31	27	33	24
電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業	11	14	9	8	11

3. 特定建設作業に関する規制の見直しのポイント

- ・火薬を使用する作業については、採石場で行われているもののみであり、これまで苦情が発生したことがなく、火薬類取締法で火薬類の使用者に対する規制があるため、特定建設作業から除く事が適当であるか。
- ・その他の特定建設作業についても、同一工事内において法又は府条例対象の特定建設作業が行われることが多く、法又は府条例の届出で十分に規制が可能であれば、特定建設作業から除く事が適当であるか。

第4節 自動車公害の防止～第6節 その他生活環境の保全等

1. 見直しのポイント

(1) 第4節 自動車公害の防止

第4節では、自動車公害の防止として、自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務並びに交通公害に関する適切な措置の要請を規定しているが、自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務については、府条例に同等の規定があり、自動車の駐車時における原動機の停止については、事業者への勧告等の規定があるため、削除することが適当であるか。

また、交通公害に関する適切な措置の要請についても、騒音規制法、振動規制法及び府条例に同等の規定があるため、削除することが適当であるか。

(2) 第5節 放送電波受信障害の防止

第5節では、放送電波受信障害の防止として、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の確認の申請等の際にテレビ電波受信障害調査報告書等の提出を求めているため、建築規制部局が所管する条例への移行について適当であるか。

(3) 第6節 その他生活環境の保全等

資源の循環利用及び廃棄物の減量、廃棄物の適正処理の義務及び屋外燃焼行為の禁止については、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に同等の規定があるため、削除することが適当であるか。